

申 請 事 案

申請種別	申請 年月日 受付	申請者名	申請内容	申請理由
港湾区域の変更同意	平成 24 年 8 月 7 日 平成 24 年 8 月 8 日	宮城県 (仙台塩釜港港湾管理者)	仙台塩釜港港湾区域の変更 (別添図面のとおり)	仙台塩釜港、石巻港、松島港の 3 港を結ぶ高規格道路網の整備に伴い、相互の連絡機能が強化されてきたことを背景として、同一の経済圏として一体性が増してきたことに加え、東日本大震災からの復興を契機として、この 3 港で適切な役割分担と機能配置により、スケールメリットを活かした効果的で効率的な港湾の整備、管理及び運営を図り、港湾の国際競争力を強化し、背後地の産業を含めた迅速な復興を図るため、3 港を統合することとしたものである。3 港を統合するに際し、仙台塩釜港の港湾区域を拡大し、その範囲を既定の石巻港、松島港と同じ範囲とするよう変更を行う旨、仙台塩釜港港湾管理者宮城県より、港湾区域の変更同意申請がなされたものである。

現港湾区域

腕崎（北緯38度20分54秒、東経141度4分9秒）から寒風沢島天測点（北緯38度19分33秒、東経141度7分33秒）を経て唐戸島三角点（36メートル）まで引いた線、唐戸島南端から花淵崎（北緯38度17分52秒、東経141度5分36秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御殿崎（北緯38度16分29秒、東経141度3分23秒）から97度6，620メートルまで引いた線、同点から209度3，480メートルまで引いた線、同点から仙台市宮城野区蒲生字町五番地先の点（北緯38度15分、東経141度0分10秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生北閘門以北の貞山運河水面

ただし、漁港漁場整備法の規定により指定された塩釜港漁港区域のうち、次の点を結んだ線により囲まれた水域を除く。

基 点 地藏島灯台（北緯38度19分11.01秒、東経141度4分28.04秒）

イの点 基点から301度30分の方角へ距離3,521メートルの点

ロの点 イの点から60度30分の方角へ距離286メートルの点

ハの点 ロの点から355度の方角へ距離80メートルの点

ニの点 ハの点から54度の方角へ距離425メートルの点

ホの点 ニの点から115度の方角へ距離1,300メートルの点

への点 ホの点から152度30分の方角へ距離1,780メートルの点

トの点 への点から263度30分の方角へ距離2,045メートルの点

チの点 トの点から273度の方角へ距離744メートルの点

リの点 チの点から359度30分の方角へ距離14メートルの点

変更予定港湾区域

仙台港区

御殿崎（北緯38度16分40秒、東経141度3分11秒）から97度6，620メートルまで引いた線、同点から209度3，480メートルまで引いた線、同点から277度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

ただし、漁港漁場整備法の規定により指定された松ヶ浜漁港の区域を除く。

塩釜港区

腕崎（北緯38度21分5秒、東経141度3分57秒）から117度5，600メートルの地点まで引いた線、同地点から109度に引いた線、唐戸島南端から254度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生北閘門以北の貞山運河水面

ただし、漁港漁場整備法の規定により指定された桂島漁港、野々島漁港、浜田漁港及び須賀漁港の区域並びに塩釜港漁港区域のうち、地藏島灯台（北緯38度19分21.67秒、東経141度4分15.76秒）から301度30分3，521メートルの地点から60度30分286メートルの地点まで引いた線、同地点から355度80メートルの地点まで引いた線、同地点から54度425メートルの地点まで引いた線、同地点から115度1，300メートルの地点まで引いた線、同地点から152度30分1，780メートルの地点まで引いた線、同地点から263度30分2，045メートルの地点まで引いた線、同地点から273度744メートルの地点まで引いた線、同地点から359度30分に引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。

石巻港区

下台三角点（1.9メートル）（北緯38度24分44秒、東経141度14分15秒）から161度3，900メートルの地点まで引いた線、同地点から83度5，800メートルの地点まで引いた線、同地点から0度1，480メートルの地点まで引いた線、同地点から265度360メートルの地点まで引いた線、同地点から5度1，405メートルの地点まで引いた線、同地点から349度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川河川水面、北北上運河左岸及び南北上運河右岸と定川右岸及び左岸との各交差点を結んだ線から下流の定川

河川水面及び釜入江水面

松島港区

高城川右岸川口突端（北緯 3 8 度 2 2 分 2 4 秒、東経 1 4 1 度 4 分 1 8 秒）から 1 2 7 度 5 9 0 メートルの地点まで引いた線、同地点から 1 6 8 度 2 , 5 0 0 メートルの地点まで引いた線、同地点から 2 3 5 度 3 6 0 メートルの地点まで引いた線、同地点から 2 9 6 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

仙台塩釜港港湾区域変更図

【変更前】



【変更後】

